

清瀬市訓第2号  
平成21年10月30日

各部（局・参事）

課（局・館・室・次・センター）長 殿

清瀬市副市長 福 永 進

平成22年度予算編成方針について（依命通達）

## 1. わが国の経済

昨年、アメリカにおけるサブプライムローン問題やリーマン・ブラザーズの破綻などにより、秋以降世界同時株安が加速するなど、世界の金融市場は未曾有の危機に見舞われた。

政府は、昨年の後半から今年の4月までに4度の経済対策を行ったところであり、こうした経済対策などにより危機的な状況から抜け出したと発表している。中国向けの半導体や自動車为好調なことから「アジア向けを中心に輸出が増加している」としており、輸出の回復などにより、一部の業種では明るさが見られる。

景気の先行きについては、海外経済の改善などを背景に、持ち直し傾向が続くことが期待されているが、企業の受注も稼働率も未だに低い水準にある。問題は、設備投資の大幅な減や雇用、所得、社会保障などの不安から個人消費が伸びないことにある。

政府はこうした雇用情勢の悪化に対し、低所得者や新卒者を重点支援し、介護分野での職業訓練拡充や建設業者の農林業への転職支援などの「緊急雇用対策」を年内に行なうほか、「子ども手当」で内需拡大を図ろうとしている。

## 2．地方分権と地方財政の状況

地方分権改革が発足してから14年が経過し、この間、機関委任事務の廃止や補助金・負担金の見直しなど、一定の成果を上げたが、ほとんどが手を付けられないまま今日まで至っている。地方分権推進委員会は、国が一律の基準で自治体の仕事を縛る892条項の「義務付け・枠付け」の縮小を柱とする第3次勧告を10月8日鳩山首相に提出した。

自治体が地域の実情に応じた基準を設けることは、地方の自由度を高め、経費の効率化にもつながり、またそれ以上に、地方自治体の責任の重さを自覚しなければならない。官僚の抵抗を排除し、政治主導で出来るだけ迅速に実施することが求められている。

そして、次に残された課題は、税源移譲を含めた新たな税財政制度を構築することである。

## 3．国の考え方

国の発表した平成21年度予算概算要求によると、一般会計の総額は平成21年度当初予算と比べ、6兆4901億円、7.3%増の95兆381億円で、過去最大の規模となった。政府は、子ども手当や公立高校授業料の実質無償化、コメ農家の戸別所得補償、高速道路の無料化などのマニフェストに盛り込んだ新規政策の予算が7兆円あるため膨らんだとの説明であるが、その他に、概算要求段階では金額が含まれず、今後の予算編成段階で出てくる「事項要求」があり、現時点では、どの程度膨らむかは不透明である。

新たな政策に必要な財源7兆円について、政府は平成21年度補正予算の見直しで2.9兆円、22年度の予算編成で無駄遣いの削減や特別会計の余剰資金である「埋蔵金」の活用などで約4兆円を確保するとしている。

しかし、平成22年度は景気低迷の影響で、税収は昭和60年度以来25年ぶりに40兆円を割り込むことが確実で、このほかガソリン税などの暫定税率廃止、中小事業に対する法人税率の引き下げなどの減税策打ち出している。

今後は、膨らんだ予算の削減と財源の確保が大きな課題であるが、財務大臣は、現時点で税収の穴埋めに国債の新規発行額を50兆円台にする見通しを明らかにしているが、平成21年度末には国と地方を合わせた長期

債務は国内総生産の1.7倍の816兆円に達する見通しであり、日本の財政は危機的な状況にある。さらに、増大する社会保障費や、そのための安定財源をどうするのかなど、今後、財政健全化に向けての道筋が大きな課題となる。

#### 4. 都の考え方

都財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある中、新たな公会計の視点も取り入れながら、施策の必要性や有益性のほか、実施の有無による将来の影響にも留意して施策の選択を行うとともに、無駄がなく実効性の高い施策を練り上げていく事務事業評価の取り組みの強化が不可欠である。既存の施策についても、事後検証を更に強化し、一つ一つの施策がより都民の役に立つものとなるような取り組みが必要であるとしている。

そのためには、第一に、東京の将来を創るために必要な中長期的な取り組みを着実に実施するとともに、都政が直面する諸課題に的確に対応すること。第二に、これらを確実に達成するため、都民の税金を最大限効果的に無駄なく活用するという認識の下、事業の執行体制や将来の影響も含めて厳しく事業の有効性を検証した上で、一層効率的でより実効性の高い施策を構築することを基本として編成するとしている。

#### 5. 清瀬市の財政状況

清瀬市の平成20年度決算状況を見てみると、地方交付税や地方特例交付金が前年度よりも増となったものの、景気の低迷により市税収入が前年度よりも6,990万円の減となったほか、税連動交付金も減となったため、経常一般財源は前年度よりも1,407万円の微増に留まった。

一方、経常経費充当一般財源は、義務的経費である人件費や物件費のほか、繰出金など前年度よりも1億8,754万円の減となったものの、生活保護費や自立支援給付費の増に伴う扶助費が1億2,600万円の増、補助費等1億9,017万円の増、公債費が臨時財政対策債の元金の発生により2,622万円の増となったため、経常経費充当一般財源の合計が前年度よりも1億5,325万円も増と、経常一般財源を大きく上回ったことから、経常収支比率は96.8%と前年度よりも1ポイント悪化した。

平成22年度予算についても、現在の経済不況により税収が21年度よりも大きく落ち込むことや、地方交付税も原資が減少することから前年度

よりも減額となることが想定される。さらには、税連動の交付金も減少することが見込まれている。

一方歳出では、小中学校校舎耐震化や第3小学校南校舎改築、清瀬市民センター再整備などの大きな財源を伴う工事が予定されているほか、生活保護費や介護保険、国民健康保険などの社会福祉関係経費が増額となることや、公債費の増加も見込まれている。さらに、旧都立清瀬東高校の施設管理費が新たな財政需要として出てくることなどから、近年にはない厳しい予算編成を強いられることになる。

## 6．清瀬市の今後のまちづくり

後期基本計画の基本方針を「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」と掲げており、今後はこの方針の下、当市の固有の財産である「みどりや水」、「農ある風景」、「大学と医療施設」をまちの個性として、まちづくりに積極的に取り入れるとともに、個性を磨き、近隣にはない魅力的なまちづくりを推進して行くこととする。

さらに、子育てしやすい環境、小中学生が学びやすい環境、市民の皆さんが「ほっ」とできるようなまちの環境づくりを計画的に推進して行かなければならない。

以上の点を、今後のまちづくり重点施策とし、具体的には、雑木林の公有地化の推進やきよせ産野菜ブランド化の育成、農ある風景の保全、市民協働の推進、さらには、待機児童の解消、教育環境の充実、施設改修の促進、景観保全への取り組みなどを行い、活力あるまちづくりに取り組んで行くものとする。

また、旧清瀬東高校を生涯学習・スポーツ活動・福祉活動などの拠点施設として、他の施設とは違い、施設の使用を一定期間認め、市民活動を支援して行くこととする。

こうしたまちづくりを積極的に進めるためにも、自主財源の確保や経費の節減に努め、行財政体質の改善を図らなければならない。

## 7．基本方針

平成22年度は市税を中心とした財政状況が今まで以上に厳しいことが想定される中、市政施行40周年を迎えることになる。清瀬市民センターのオープンに合わせ、記念式典ならびに40周年記念事業を行うほか、

旧清瀬東高校を「生涯学習・スポーツ活動、福祉活動等」の拠点施設とし、市民活動を支援していく。

また、地方分権の推進が今まで以上に進むことが予想されることから、職員一人ひとりが政策立案などの能力向上に努め、市民生活の向上のため、施策展開を積極的に図っていかなければならない。

さらに、現下の厳しい財政状況や市民生活を職員一人ひとりが再認識し、予算編成に当たらなければならない。

よって、平成22年度予算は、

第一に、「環境の清瀬」として、清瀬市固有の財産である「水やみどり」、「農地」、「医療施設」、「大学」などを市政に活かし、市民の皆さんが「住みたい」、「住み続けたい」と思える個性的で魅力的な環境の良いまちづくりを推進すること。

第二に、「子育てしやすい清瀬」として、待機児童の解消に努めるとともに、子育て支援のさらなる充実に努めること。

第三に、「読書の清瀬」、「スポーツの清瀬」を教育の重点施策として、学力や体力の向上を目指すとともに、子どもたちが安心して健全な学校生活を送ることができるよう教育環境の改善に努めていくこと。

第四に、「市民協働の推進」を進めるために、地域の皆さんが地域自治の担い手としてなっただけできるよう働きかけること。

第五に、市民の皆さんが安心して生活できるよう市職員が常に市民の皆さんの気持ちに立って、志を高く、自己を磨き、各種の課題に積極的に取り組むこと。

各部は、この基本方針の下、下記事項に留意し、特に部課長職を先頭とし職員一丸となって取り組むものとする。

## 記

- 1)平成22年度予算編成に当たっては、上記に掲げたまちづくりを推進するため、職員が一丸となって各種の課題に立ち向かい、新たな発想の

基に予算を見積もること。

- 2) 歳入の見積もりに当たっては、財源を的確に把握し、更なる増収に努めること。

市税収入については、あらゆる手法により収納確保のさらなる向上に努めること。また、負担金、使用料及び手数料等については、公平な受益者負担の考え方の下、金額が適正かどうか、市民感覚を意識するとともに、常に他市の動向等を把握し、収入確保に努めること。

国・都支出金については、制度改革が予想されることから、情報を正確に把握するとともに、積極的な収入確保に努めること。

市が保有する財産（赤道等）の把握に努め、処分できるものは積極的に売却し、自主財源の確保に努めること。

- 3) 行政評価に基づく事務事業の廃止・縮小などの評価結果を予算に反映すること。

- 4) 歳出の積算に当たっては、常に、徹底した見直しを行い、事務事業の廃止・縮小・凍結ができないかを十分検討し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう精査の上、所管する部単位で政策的な経費などを除き、原則として、平成21年度予算額（一般財源ベース）に対して、総額3%減を所要額とすること。

- 5) 「第3次行財政改革実施計画（改訂版）」に掲げた項目で、未だに実施されていないものについては、早期の実施に向けて努力すること。

- 6) 実施計画に盛り込まれた事業や市長が公約に掲げた項目については、既存事業等との整合性を十分精査し、財源等を極力捻出する中で、積極的にその実現に向けて取り組むこと。

- 7) 市議会で採択された事項や議会で約束した事項については、その内容や他市の状況等を十分調査し、既存事業等の改廃や縮小により財源を捻出する中で、実施に向けて努力すること。

- 8) 職員増や嘱託、臨時職員の採用については、事前に職員課と調整すること。

- 9) 各種補助金については、その事業執行内容を把握し、時代変化を考え、その内容や金額が適正かどうか精査・検証し適正化を図ること。また、団体への補助金については、前年度の実績報告により、適正な執行がなされているかどうかを精査し、繰越金等の状況も合わせて補助金総額が適正かどうか精査すること。

- 10) 各種負担金についても、毎年継続して支出することが当たり前とするのではなく、市民感覚に立ち、その内容等を精査し常に見直すこと。
- 11) 特別会計についても一般会計と同じ方針により予算編成を行うこととするが、それぞれの会計において極力独立採算性の考え方を堅持し、経営努力に努めること。